

第二百十四号議案 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例に付する付帯決議案

一 ハラスメントは人権侵害であるとの立場から、カスタマー・ハラスメントを受けた事業者の救済に万全を期すこと。

二 消費者基本法に掲げる消費者の権利が不当に侵害されないよう、万全を期すこと。また、関係各局が連携して消費生活に関する教育や啓発の強化・拡充を行うこと。

三 第十一条の指針を定め、又は変更するに当たっては、議会に報告すること。